

令和7年度諫早市介護・障害福祉サービス施設等物価高騰対策
支援事業費補助金に関する取扱い

1 目的

物価が高騰する中、介護・障害福祉サービス等の提供を行っている事業者の負担軽減を図り、施設利用者の食の質の低下を防止するとともに、事業者の施設運営の安定化を図るため、「諫早市介護・障害福祉サービス施設等物価高騰対策支援事業費補助金」を交付するもの。

2 補助要件

補助金の交付にあたっては、次の要件を満たす者とする。

- (1) 令和8年3月31日から申請時点において、市内で別表に定める施設を運営していること
- (2) 施設利用者に食事を提供していること
- (3) 市税に滞納がないこと
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団または同条第6号の暴力団員が経営に関与していないこと
- (5) 本事業に係る収支を明らかにした帳簿を備え、当該収支について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日の属する年度の翌年度から5年間保管すること

3 補助金の算定

補助金は、施設種別の施設・事業所ごとに別表補助金の額欄のとおり算出する。

4 申請書類

補助金の交付を申請しようとする者は、次の書類を提出するものとする。

- (1) 令和7年度諫早市介護・障害福祉サービス施設等物価高騰対策支援事業費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- (2) 所要額計算書（様式第2号）
- (3) 定員数が確認できるもの（サービス指定書、運営規程など）

5 申請方法

- (1) 申請書類は、法人代表者が、諫早市内の施設について、別表の①介護サービス施設等、②高齢者福祉施設、③障害福祉サービス施設等の区分ごとに取りまとめて提出すること

【提出先】

〒854-8601 諫早市東小路町7番1号

- | | |
|--------------|-------|
| ①介護サービス施設等 | 介護保険課 |
| ②高齢者福祉施設 | 地域福祉課 |
| ③障害福祉サービス施設等 | 障害福祉課 |

- (2) 申請期間は、令和8年4月27日（月）から令和8年5月29日（金）まで（必着）とし、申請書類一式を持参又は郵送により提出すること

※ 郵送する場合は、「補助金交付申請」と封筒の表に記載

別表

区分	分類	施設種別	補助金の額
① 介護サービス施設等	入所系	介護医療院	利用者1人あたりの食費の単価を14,000円とし、各施設の定員数を乗じて得た額
		介護老人保健施設	
		介護老人福祉施設	
		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
		(介護予防)認知症対応型共同生活介護	
		軽費老人ホーム	
		(介護予防)短期入所生活介護	
		(介護予防)短期入所療養介護	
	(介護予防)小規模多機能型居宅介護(宿泊サービス)		
	通所系	(介護予防)通所リハビリテーション	利用者1人あたりの食費の単価を4,000円とし、各施設の定員数を乗じて得た額
地域密着型通所介護			
通所介護			
(介護予防)小規模多機能型居宅介護(通所サービス)			
(介護予防)認知症対応型通所介護			
② 高齢者福祉施設	入所系	養護老人ホーム	利用者1人あたりの食費の単価を14,000円とし、各施設の定員数を乗じて得た額
		生活支援ハウス	利用者1人あたりの食費の単価を21,000円とし、各施設の定員数を乗じて得た額
③ 障害福祉サービス施設等	入所系	療養介護	利用者1人あたりの食費の単価を14,000円とし、各施設の定員数を乗じて得た額
		施設入所支援	
		障害児入所施設(福祉型・医療型)	
		共同生活援助	
		短期入所	
	通所系	生活介護	利用者1人あたりの食費の単価を4,000円とし、各施設の定員数を乗じて得た額
		自立訓練(生活訓練)	
		就労移行支援	
		就労継続支援(A型・B型)	
		児童発達支援	利用者1人あたりの食費の単価を8,000円とし、各施設の定員数を乗じて得た額
地域活動支援センター			
日中一時支援			